

平成30年05月29日

葉山町議会 伊東圭介議長 殿
葉山町 山梨崇仁町長 殿

陳情 議員選出監査委員の廃止と関連条例改正を求める

陳情趣旨

平成30年4月より、地方自治法改正により議会選出監査委員の廃止が可能になった。

地方自治法改正の趣旨を理解し、葉山町議会選出監査委員の廃止と専門的見識を有する外部委員の登用ができるよう条例改正を求める。

条例施行は、現議員任期終了後とする。

陳情の理由

地方自治法等の一部を改正する法律の公布及び施行についての総務省通知および地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書による。

以下、通知および報告書の抜粋。

<総務省通知 平成29年6月9日>

地方自治法等の一部を改正する法律の公布及び施行について(通知)

記

二 監査制度の充実強化

3 監査体制の見直し

ア 条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるものとされたこと。

(第196条第1項関係)

当該条例の提出権は、長並びに議員及び委員会の双方に存するものであるが、当該条例を制定するかどうかは、監査委員と議会の監視機能における役割分担の観点等を踏まえ検討されたいこと。

イ 監査委員に常設又は臨時の監査専門委員を置くことができるものとし、監査専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、代表監査委員が、代表監査委員以外の監査委員の意見を聴いて、これを選任するものとされたこと。

(第200条の2第1項及び第2項関係)

ウ 監査専門委員は、監査委員の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査するものとされたこと。(第200条の2第3項関係)

エ 監査専門委員は、非常勤とするものとされたこと(第200条の2第4項 関係)



オ 監査専門委員に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、第203条の2第4項の規定に基づき、条例で定めなければならないものであること。

総務省地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書(概要) 平成25年3月

監査委員の専門性及び独立性

地方公共団体の監査制度の見直しに当たっての論点と方向性①

監査委員の専門性及び独立性

- 監査委員の専門性及び独立性を高めることが必要。
 - 議員から選任される監査委員は地方公共団体の内部の者であり、短期交代の例も多く専門性及び独立性が不十分との意見。
- ⇒○監査委員に必要な専門性が確保されていることを選任要件とする。
- 監査委員を議員から選任することを必須とせず、定数の上限を設けたうえで地方公共団体が判断。
 - 議会で選挙することも含め、監査委員の選任方法の議論が必要。

NPO法人 葉山町民オンブズマン

葉山町堀内 1735-109

電話:875-3881

代表理事 庄武 和敏

理事 佐藤 文彦

(代表陳情人) 理事 黒下 行雄

理事 野中 康司

理事 酒井 重成

理事 守屋 亘弘

理事 鎌倉 茂樹